

(別添)

財政状況等一覧表（平成18年度）

(百万円)

団体名 酒々井町

標準財政規模 (A)	臨時財政対策 債発行可能額 (B)	合計 (A)+(B)
3,575	259	3,834

1 一般会計及び特別会計の財政状況（主として普通会計に係るもの）

(百万円)

	歳入	歳出	形式収支	実質収支	地方債現在高	他会計からの 繰入金	備考
一般会計	5,433	5,368	65	65	5,513	105	基金から175百万円繰入
住宅新築資金等 貸付事業特別会計	9	9	0	0	24	0	基金から1百万円繰入
学校給食センター 事業特別会計	184	182	2	2	2	101	
普通会計	5,520	5,453	67	67	5,539	100	基金から176百万円繰入

2 1以外の特別会計の財政状況（公営企業を含む公営事業会計に係るもの）

(百万円, %)

	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	<法適用以外> 形式収支	純損益 (実質収支)	企業債(地方 債)現在高	他会計からの 繰入金	<法適用企業> 経常収支比率	<法適用企業> 不良債務	<法適用企業> 累積欠損金	備考
国民健康保険特別会計	(歳入) 1,836	(歳出) 1,679	157	(実質収支) 157	-	114	-	-	-	
老人保健特別会計	(歳入) 965	(歳出) 1,000	△ 35	(実質収支) △ 35	-	96	-	-	-	
介護保険特別会計	(歳入) 769	(歳出) 721	48	(実質収支) 48	24	108	-	-	-	
上水道事業会計	472	424	-	48	1,644	-	111.4	-	-	法適用企業
公共下水道事業	(歳入) 327	(歳出) 325	2	(実質収支) 2	1,350	60	-	-	-	
特定環境下水道	(歳入) 77	(歳出) 71	6	(実質収支) 6	128	5	-	-	-	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法を適用している公営企業である。
 2. 法適用企業に係るもの以外については、「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「実質収支」を表示している。
 3. 不良債務及び累積欠損金は、正数で表示している。

3 関係する一部事務組合等の財政状況

(百万円, %)

	歳入 (総収益)	歳出 (総費用)	<法適用以外> 形式収支	実質収支 (純損益)	地方債(企業 債)現在高	当該団体の負 担金割合	<法適用企業> 経常収支比率	<法適用企業> 不良債務	<法適用企業> 累積欠損金	備考
佐倉市、酒々井町 清掃組合	1,867	1,831	37	37	3,199	11.5	-	-	-	
印旛衛生施設 管理組合	773	757	17	17	3,096	5.6	-	-	-	
佐倉市、四街道市、 酒々井町葬祭組合	365	351	14	14	261	10.5	-	-	-	
印旛利根川 水防事務組合	14	13	0	0	-	5.4	-	-	-	
佐倉市八街市 酒々井町消防組合	4,249	4,189	60	60	2,961	9.8	-	-	-	
印旛郡市広域市町村 事務組合(一般会計)	321	294	27	27	-	4.6	-	-	-	
印旛郡市広域市町村 事務組合(公営企業)	3,757	3,394	-	363	7,705	-	110.7	-	65	法適用企業 繰出金34百万円
千葉県市町村 総合事務組合	33,340	32,424	916	317	3	0.7	-	-	-	普通会計
千葉県市町村総合事務組合 (交通災害共済特別会計)	153	138	15	15	-	-	-	-	-	公営事業会計
千葉県後期高齢 者医療広域連合	40	35	5	5	0	0.5	-	-	-	

4 第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(百万円)

	経常損益	資本又は 正味財産	当該団体か らの出資金	当該団体か らの補助金	当該団体か らの貸付金	当該団体か らの債務保証に 係る債務残高	当該団体か らの損失補償に 係る債務残高	備考

(注) 損益計算書を作成していない民法法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を記入している。

5 財政指数

財政力指数	0.78	実質収支比率	1.9
実質公債費比率	13.6	経常収支比率	93.8

(注) 実質公債費比率は、平成19年度の起債協議等手続きにおいて用いる平成16年度から平成18年度の3カ年平均である。